

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	2
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令	3
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	3
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	3
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食品・衛生課)	3
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健支援課)	4
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができるとる応急入院指定病院の指定 (")	4
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○公共測量の作業期間の変更の通知 (")	4
◎高知県立甲浦港海岸緑地公園及び高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定 (港湾・海岸課)	4
◎告示 (高知県会計規則第2条による出	

先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (会計管理課)	4
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (")	4
公 告	
○公印の新調 (文書情報課)	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	6
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	7
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	8

規 則

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表17の項中「食品開発課を」を「食品開発課及び計量検定室を」に改め、同表24の項中「計量検定所」を「工業技術センター計量検定室」に改め、同表中40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項の次に次のように加える。

33	林業大学校に勤務する職員で、教務の業務に従事するもの	作業服（夏）	1	2
		作業服（冬）	1	2
		防寒着	1	3
		雨ガッパ	1	3
		作業靴	1	2
		チェーンソー防護服	1	3
		チェーンソーブーツ	1	3

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第31条第4項」を「第31条第5項」に、「同項」を「法第6条の3第1項」に、「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に、「第6条の3第1項」を「第6条の3第1項第1号」に改める。

別表第1備考1中「前前年」を「前々年」に改める。

別表第2備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2の(2)中「及び第10項」を「及び第25項」に、「第5項、第10項、第11項及び第14項」を「第2項、第5項及び第6項」に改め、同表備考2の(3)中「第12条」を「第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」に改め、同表備考5中「前々年分」を「前々年分」に改め、同表備考7の(2)中「第6条第6項」を「第6条第1項及び第2項」に、「者で」を「者のうち、民法第877条の規定により」に改め、同表備考7の(3)のイ中「療育手帳制度要綱」を「療育手帳制度について」に改め、同表備考11中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「、健康長寿政策課」を削り、同項第4号中「職員厚生課」を「職員厚生課、健康長寿政策課」に改め、同項第5号中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、「、森づくり推進課（林業大学校準備室を除く。）」及び「並びに林

業大学校準備室にあつては、室長」を削る。
 第7条第1項第4号中「市町村振興課」を「市町村振興課、健康長寿政策課」に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、「森づくり推進課」を削る。

第29条第1項第3号中「計量検定所」を「工業技術センター」に改める。

別表第1の表中

農業技術センター茶業試験場	チーフ
---------------	-----

を

農業技術センター茶業試験場	チーフ
林業大学校	学生課長

に改め、同表の備考1中「副校長」を「副校長（林業大学校の副校長を除く。）」に、「副学園長」を「副学園長、副館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
 議 会 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令

- 高知県訓令第2号
- 高知県議会訓令第1号
- 高知県教育委員会訓令第1号
- 高知県警察本部訓令第7号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第1号

本 庁
 各 出 先 機 関
 労 働 委 員 会 事 務 局
 収 用 委 員 会 事 務 局
 議 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 各 教 育 機 関

警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 土森 正典
 高知県教育長 伊藤 博明
 高知県警察本部長 小柳 誠二
 高知県代表監査委員 植田 茂
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

（平成28年4月）
 高知県訓令第4号
 高知県議会訓令第1号
 高知県教育委員会訓令第9号
 高知県警察本部訓令第18号
 高知県監査委員訓令第2号
 高知県人事委員会訓令第3号

に改める。

別表中「地域福祉部障害保健福祉課」を「地域福祉部障害福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

- 高知県訓令第3号
- 高知県教育委員会訓令第2号
- 高知県警察本部訓令第8号

本 庁
 各 出 先 機 関
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 機 関
 警 察 本 部
 警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県教育長 伊藤 博明
 高知県警察本部長 小柳 誠二

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長 障害保健支援課長」に改める。

別表幹事の項中「障害保健福祉課長」を

「障害福祉課長 障害保健支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都千代田区紀尾井町1番3号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	寄附金	31日まで

高知県告示第333号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習

る収納及び還付に関する事務」を「健康政策部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに健康長寿政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、

森づくり推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森づくり推進課の出納員
---------------------------	-------------

を削る。

別表第2中

市町村振興課の出納員	市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	市町村振興課の現金取扱員
------------	--------------------------	--------------

を

市町村振興課の出納員	市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	市町村振興課の現金取扱員
健康長寿政策課の出納員	健康長寿政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	健康長寿政策課の現金取扱員 税務課の徴収職員等

に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、

森づくり推進課の出納員	森づくり推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森づくり推進課の現金取扱員 税務課の徴収職員等
-------------	---------------------------	----------------------------

を削り、「計量検定所」を「工業技術センター」に、

森林技術センターの出納員	森林技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森林技術センターの現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

を

森林技術センターの出納員	森林技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森林技術センターの現金取扱員
林業大学校の出納員	林業大学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	林業大学校の現金取扱員


に改める。

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印		契約等	平成30年4月1日

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第4号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条・第27条」を「第26条―第27条」に改める。

第6条第2項中「再編振興室」を「再編振興室、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チーム」に改める。

第8条を削り、第7条の2を第8条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（教育政策課員駐在所）

第7条の2 教育政策課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に教育政策課員駐在所を置く。

第9条第24号を同条第25号とし、同条第23号の次に次の1号を加える。

（24） 高知大学教職大学院との連携及び連絡調整に関すること。

第10条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 公立学校の教職員の業務改善に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第23条第1項第4号中「及び保育施設職員」を「並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員」に改め、同条第2項第1号中「保育施設職員の」を「保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教科教育等」を「学級経営・教科教育等」に改め、同項第5号及び第6号中「保育施設職員の保育技術向上」を「保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第8号中「幼稚園教育及び」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号中「幼稚園教育及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

（7） 特別支援教育に関する研修に関すること。

第26条中「高知県立図書館設置条例」を「高知県立図書館の設置及び管理に関する条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（内部組織）

第26条の2 県立図書館の内部組織として、総務課、企画調整課及び支援協力・情報資料管理課を置く。

第27条を次のように改める。
(事務分掌)

- 第27条** 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 庶務に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 企画調整課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 図書館の企画、調整及び広報に関すること。
 - (2) 図書館情報システムに関すること。
 - (3) 高知県立図書館協議会に関すること。
 - (4) 図書館資料の利用に関すること。
 - (5) 読書相談及び集会活動に関すること。
- 3 支援協力・情報資料管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。
 - (2) 資料情報の調査及び相談に関すること。
 - (3) 移動図書館に関すること。
 - (4) 市町村及び県立学校の図書館活動の支援に関すること。
 - (5) 読書活動の普及に関すること。

第36条第1項中「及び参事」を「、参事及び教育振興監」に改め、同項の表中

参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	------------------------

を「

参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育振興監	教育長の特命事項に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改める。

第37条の表中

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

を「

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-------------------------

に、

次長	所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
----	-------------------------

を

次長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

に、

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
--------	---------------------

を

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
司書	図書館の専門的事務に従事する。

に改める。

第38条第1項の表中

高等学校課 再編振興室	室長
----------------	----

を

高等学校課 再編振興室	室長
高等学校課 全国高等学校 総合文化 祭推進室	室長
高等学校課 学校支援チ ーム	チーム長

に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「企画監 次長」を「次長」に改め、同表県立図書館の項中「次長」を「副館長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成30年7月24日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

高知県教育長 伊藤 博明

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第10号中「第29条第1項」を「第29条第1項から第3項まで」に、「変更の届出」を「変更の届出等」に改め、同条第11号中「第30条第1項」を「第30条第1項及び第2項」に、「報告の受理及び同条第2項」を「報告等の受理並びに同条第3項」に改め、同条第16号中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第10条第8号中「及び同条例附則第2項」を「並びに同条例附則第2項及び第3項」に改める。

別表7の(2)のウの項中「1件」を「1件100万円以上」に改め、同表7の(2)のエの項中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同項を同表7の(2)のオの項とし、同表7の(2)のウの項の次に次のように加える。

エ 1件100万円未満のもの			○		内定又は決定のうち別に指定するものについては、財政課長に合議
----------------	--	--	---	--	--------------------------------

						する。 ※
--	--	--	--	--	--	----------

別表の7の(3)のイの項中「1件」を「1件100万円以上」に改め、同項の次に次のように加える。

ウ 変更後の額が1件100万円未満のもの			○			(2)において財政課長に合議したものは、財政課長に合議する。 ※
----------------------	--	--	---	--	--	-------------------------------------

別表9の(3)のイの項中「(1)において合議した」を「(1)において管財課長に合議した」に、「当該合議先」を「管財課長」に改め、同表11の(3)のアの項中「第164条各号」を「第164条第1号から第4号まで及び第6号」に改め、同表11の(3)のウの項中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項を同表11の(3)のエの項とし、同表11の(3)のイの項中「に係る」を「及び子ども食堂支援基金への寄附に係る」に改め、同項を同表11の(3)のウの項とし、同表11の(3)のアの項の次に次のように加える。

イ 高知県財産規則第164条第5号に掲げる事項	○					総務部長 政策企画課長 文書情報課長 財政課長 税務課長 管財課長
-------------------------	---	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成32年3月31日までとする。

平成30年4月1日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
中越 利夫		
岡林 速		
松浦 勇雄	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
門田 窃一	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区
久保 壽男		
柳本 勇雄	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
西川 明美		
西内 燦夫	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
刈谷 隆子		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 安芸地区
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 3 南国地区
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。

- 4 須崎地区
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。
- 5 中村地区
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。